

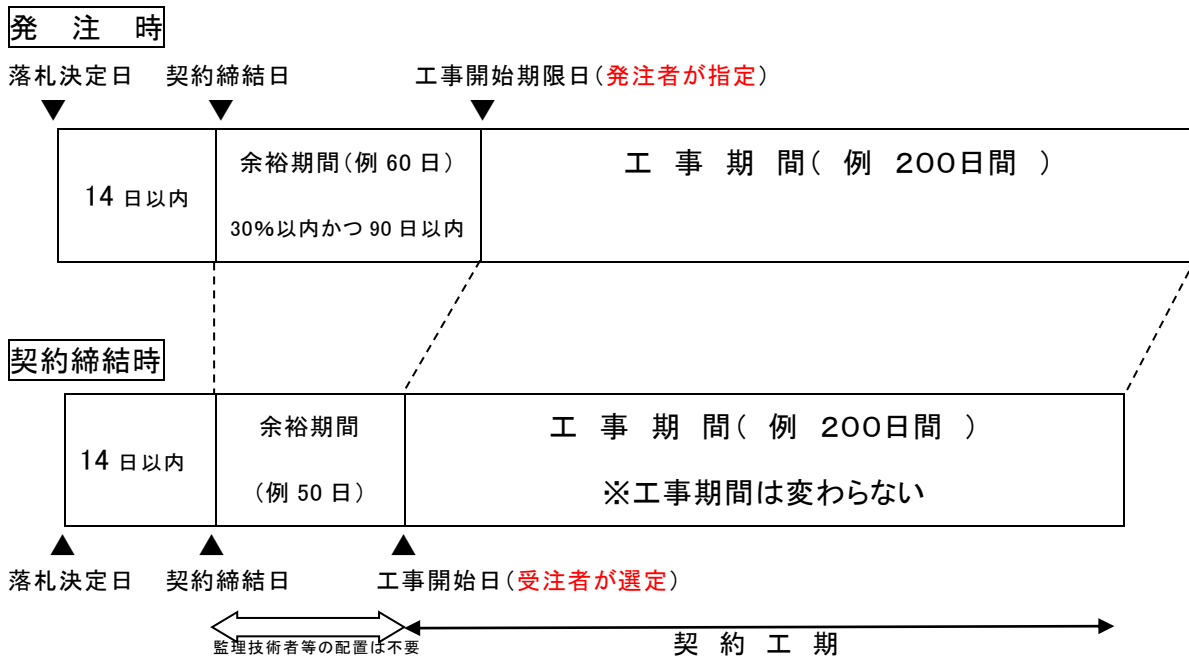
余裕期間設定工事の試行について

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、建設資機材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、令和6年4月より試行的に導入します。

○余裕期間設定工事とは

余裕期間設定工事は、余裕期間(工期の30%以内、かつ、90日以内で設定)を工事毎に設定して発注し、工事の始期(工事開始日)を受注者が選択できる工事です。工事開始日までは監理技術者・主任技術者及び現場代理人の配置は不要です。

【余裕期間設定工事のイメージ】



○対象工事

余裕期間を設定している工事は、入札公告にその旨が記載されています。

○余裕期間内にできること

資機材の調達準備 ・ 労働者の確保

○余裕期間内にはいけないこと

現場の測量 ・ 現場への資機材の搬入 ・ 仮設物の設置 等

○実施方法

受注者は、契約締結までに工事開始日を定め、「工事開始日選定等通知書」により発注者に通知してください。工事開始日は、倉敷市余裕期間設定工事特記仕様書に記載された工事開始期限日までであれば自由に設定できます。ただし、土・日・祝日等以外の日としてください。

○前払金の請求

余裕期間内の請求はできません。工事開始日以降の請求となります。